

# 北海道シンガポール友好協会 規約

(名称)

第1条 本協会は、北海道シンガポール友好協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は、北海道とシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）との経済、文化、教育等の諸分野における国際交流及び協力を推進し、両国の友好・親善関係の増進と相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、目的の達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 各種行事を通じた経済・文化・教育交流、親善交流の促進。
- (2) 北海道とシンガポールとの交流を目的とする他団体との交流。
- (3) 講演会、セミナー等の開催及び各種活動に関わる招聘事業。
- (4) 相互の地域活性化にかかわる事業。
- (5) 会員相互の交流の促進。
- (6) その他本協会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本協会の目的に賛同する者は、本協会の会員（以下「会員」という。）となることができる。その種類は、次に掲げるとおりとする。会員になるには、理事会の承認を必要とする。

- (1) 個人会員  
本協会の目的に賛同し理事会で承認を得た個人。
- (2) 団体、法人会員  
本協会の目的に賛同し理事会で承認を得た国内外の団体、法人

(退会)

第5条

- (1) 任意退会
- (2) 会費を3年間連続して滞納している場合は会員の資格を喪失し、理事会の議を経て退会とする。
- (3) その他

(理事)

第6条 本協会の事業を運営するため、理事を置く。

- (1) 理事の数は、10人以上20人以内とする。
- (2) 理事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 理事の選出は、会員の中から選任し、総会の承認をもって任命する。

(会長・副会長)

第7条 本協会に会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、理事会の推薦により選出し、総会の承認を得て任命する。
- (2) 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 会長は、本協会を代表し、その業務を行う。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局長)

第8条 本協会に事務局長を置く。

- (1) 事務局長は、理事会の互選により選出し、総会の承認を得て任命する。
- (2) 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 事務局長は、本協会の業務を遂行する。
- (4) 本協会では、事務局長を会計・経理責任者とする。

(監事)

第9条 本協会の会計事務を監査するため、監事若干名を置く。

- (1) 監事は、理事会の推薦により選出し、総会の承認を得て任命する。
- (2) 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 監事は年1回、本協会の会計を監査する。

(顧問)

第10条 本協会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は理事会および総会に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第11条 本協会に理事会をおき、必要に応じ随時開催する。

- (1) 理事会の成立は、委任状を含めて理事総数の過半数の出席を必要とする。
- (2) 理事会は、理事の互選により議長を選出し、審議を行う。
- (3) 理事会は、次に掲げる事項を審議し決定する。
  - 1) 事業に関する事項
  - 2) 費用に関する事項
  - 4) 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
  - 5) その他本協会の目的達成に必要な事項

(総会)

第12条 本協会は、年1回総会を開催する。ただし、理事会が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

- (1) 総会の成立は、委任状を含めて会員総数の過半数の出席を必要とする。

- (2) 総会の議決権は個人会員、法人、団体会員ともに1個とする。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を審議する。
  - 1) 会長、副会長、理事、監事、事務局長の承認に関する事項
  - 2) 規約の改廃に関する事項
  - 3) その他本協会の目的達成に必要な重要事項
  - 4) 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- (4) 総会は、次に掲げる事項の報告を行う。
  - 1) 事業報告に関する事項
  - 2) 決算に関する事項

#### (会費)

第13条 本協会の会員は年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員の年会費は5,000円(1口)とし、団体、法人会員の年会費は50,000円(1口)とする。
- (2) 年会費は、本協会の運営資金及び目的遂行のために充てる。
- (3) 納入した年会費は、返還しない。
- (4) 行事を行う場合は、実費を徴収することができる。

#### (財政)

第14条 本協会の財政は、会費、寄付金、その他収入等でまかなう。

#### (事務局)

第15条 本協会の事務局を、札幌市内に置く。

事務局所在地：札幌市北区北11条西2丁目2番17号

一般社団法人シーニックバイウェイ支援センター内

#### (会計年度)

第16条 本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

#### (雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

#### 附則

この規約は2018(平成30)年12月14日から適用する。

2019年(令和元年)6月22日改定

2024年(令和6年)3月27日改定